

宮崎市工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、本市が請負契約を締結した工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象工事）

第2条 評定の対象は、原則として当初設計金額が200万円を超える工事とする。ただし、宮崎市緊急工事及び緊急業務委託事務取扱要綱（令和6年1月31日伺定）の規定により発注される緊急工事を除く。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

（評定者）

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、宮崎市工事検査要綱第4条に規定する検査員、監督職員及び監督職員が所属する課室の係長職にある者（以下「工事担当係長」という。）とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、監督及び検査により確認した事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 各考査項目の評価は、考査項目運用表、施工プロセスチェックリスト（当初設計金額1,000万円以上の工事）に基づいて行うものとする。
- 3 工事特性、創意工夫及び社会性等の考査項目について、受注者は当該工事における実施状況に係る資料を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- 4 評定結果は、工事成績評定表（様式第1号）に記録する。
- 5 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）によるものとする。

（評定の時期）

第6条 監督職員及び工事担当係長は、工事が完成したときに評定を行い、検査員は、完成検査又は一部完成検査及び中間検査（宮崎市中間検査実施要領第2条に規定する中間技術検査）を実施したときに評定を行うものとする。

- 2 検査の結果、修補が生じた場合は、修補を実施する前の状態を対象として評定するものとし、修補を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告等)

第7条 評定結果の報告は、工事の完成時に行うものとし、検査員は、評定を行ったときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 検査員は、前項の規定による報告を行うときは、工事成績評定表に技術検査室長（工事担当課で検査した工事にあつては、工事担当課長。）の確認を受けるものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の報告があつたときは、速やかに当該工事の受注者に対して、工事検査結果通知書（様式第3号）及び細目別評定表（様式第4号）により、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。

2 市長は、前項の規定による修正があつたときは、速やかにその結果を工事検査結果再通知書（様式第3号2）及び細目別評定表により当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（宮崎市の休日を定める条例（平成2年7月13日条例第26号）第1条に規定する休日を含む。）以内に、書面により、市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第3号1）により回答するものとする。

3 市長は、前項の回答にあたり、必要に応じて別に定める宮崎市工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

第11条 第8条又は第9条第2項の規定により通知を行った工事のうち、技術検査室で完成検査を実施した工事は、評定結果を公表するものとする。

2 公表は、当該評定結果に係る工事成績評定点結果一覧表を閲覧する方法で行うものとし、閲覧する場所は契約課とする。

3 前項の公表は、受注者へ通知を行った月の翌月から実施するものとする。

4 閲覧期間は、完成検査を実施した年度及びその翌年度とする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成11年12月1日伺定）

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

附 則（令和元年12月1日伺定）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この要領の施行の日以後に完成検査を実施する工事について適用し、同日前に完成検査を実施する工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督員	②係長	③検査員(中間・一部完成)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点				0.0点	0%
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点				0.0点	0%
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	0.0点	0%
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点	$\times 0.2 + 3.2 = 0$ 点			0.0点	0%
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点	$\times 0.2 + 3.3 = 0$ 点			0.0点	0%
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点				0.0点	0%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8 = 0$ 点		$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	0.0点	0%
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点		$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	0.0点	0%
	III. 出来ばえ			$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	$\times 0.4 + 6.5 = 0$ 点	0.0点	0%
	I. 施工条件等への対応		$\times 0.2 + 3.3 = 0$ 点			0.0点	0%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.9 = 0$ 点				0.0点	0%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2 = 0$ 点			0.0点	0%
			$\times 1.0 = 0$ 点			0.0点	0%
7. 法令遵守等						0.0点	0%
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		<input type="checkbox"/> 履行 <input type="checkbox"/> 不履行 <input type="checkbox"/> 対象外			1.0点	0%

※ 中間技術・一部完成検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (中間技術・一部完成検査が2回以上の場合は③を平均する)
 中間技術・一部完成検査がない場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式第3号

令和 年 月 日
契約番号()

(受 注 者)

〒

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

宮崎市長

(公印省略)

工事検査結果通知書

下記の工事について、検査を完了しましたので通知します。

- 1 工 事 名
- 2 場 所 宮崎市
- 3 契 約 工 期 ~
- 4 完 成 期 日
- 5 検 査 期 日
- 6 検 査 結 果 合格 ・ 点
- 7 検 査 員 職 氏 名

注 この通知に関して疑義が生じた場合は、この通知を受け取った日から起算して14日以内に書面で、(技術検査室又は工事担当課)までお寄せください。
この検査結果は工事成績評定要領に基づき、通知を行った翌月から、技術検査室で検査した工事については契約課内で閲覧により公表いたします。

様式第3号1

宮 契 第 号
令和 年 月 日

(受 注 者)

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

宮崎市長

(公印省略)

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定の内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

様式第3号2

令和 年 月 日
契約番号 ()

(受 注 者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

様

宮崎市長

(公印省略)

工事検査結果再通知書

下記の工事について、工事成績評定要領第9条に基づき修正した評定結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 場 所 宮崎市

3 契約工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 完成期日 令和 年 月 日

5 検査期日 令和 年 月 日

6 評 定 点 当初評定点 点
修正評定点 点 (項目別評定点は別紙のとおり)

様式第4号

様式第4号 細目別評定表

項目	細別	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0点	0%
		3.3点	
	II. 配置技術者	0.0点	0%
		4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0点	0%
		13.0点	
	II. 工程管理	0.0点	0%
		8.1点	
	III. 安全対策	0.0点	0%
		8.8点	
	IV. 対外関係	0.0点	0%
		3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0.0点	0%
		14.9点	
	II. 品質	0.0点	0%
		17.4点	
	III. 出来ばえ	0.0点	0%
		8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	0.0点	0%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0.0点	0%
		5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	0.0点	0%
7. 法令遵守等	工事事務等による減点	-点	
	総合評価による減点	-点	
計		.点	0%
		100点	

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。